

2012年12月7日

第二地方銀行協会

会長 築瀬 悠紀夫 殿

全国金融労働組合連合会

中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

中小企業をめぐる経済環境は、超円高やデフレ、電気料金の引き上げ、売上げ不振などで厳しい状況にあります。その中で、中小企業の資金繰りに大きな役割を果たしてきた中小企業金融円滑化法が来年3月に期限を迎えようとしています。

全国商工会連合会の調査（9～10月実施）によると、「金融円滑化法終了後の影響や懸念について」、回答した2,327社の中小・小規模企業の56.9%が「資金繰り悪化の懸念」、35.8%が「金融機関が回収を強化する懸念」、30.8%が「経営悪化や事業縮小の懸念」と答えています（複数回答）。

また、金融円滑化が求められている中で、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関も増えていますが、顧客からの苦情も増えていきます。ノルマ（目標）を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。

私たちは、労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が健全で民主的に発展することを望む立場から、貴協会が次の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 中小・零細企業支援のため、金融円滑化法の再々延長を業界団体として金融庁に要請されること。万一法律が再々延長されない場合でも、先日の金融担当大臣談話にあるように、法律の廃止と同時に貸し剥がしや貸し渋りが発生しないようにすること。
2. 金融リスク商品については、顧客保護の観点から無理な勧誘につながる従業員への過大なノルマ（目標）販売をやめ、金融商品取引法を遵守すること。
3. 2013年4月から施行される改正高年齢者雇用安定法の精神に基づき、すべての希望者を雇用するとともに、賃金などの労働条件についても60歳定年時の条件を引き継ぐこと。
4. 年末は、繁忙を理由とした長時間残業や休日出勤も懸念されます。賃金不払い残業などの法違反をなくすことはもとより、年末・年始の労働強化をなくすため、12月28日（金）は原則として定時退社とし、12月29日（土）～1月3日（木）は完全休業とするよう会員行に注意喚起すること。
5. 12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけること。

以 上